

台風・地震等発生時の登下校の取扱いについて（確認事項）

時 間	発 令	対 応
午前 7 時 00 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』	《給食》あり・なしの判断時刻
午前 8 時 30 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』	《授業》あり・なしの判断時刻

【具体的な例】

《給食》		
午前 6 時 59 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	給食あり 通常授業
午前 7 時 00 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	給食あり 通常授業
午前 7 時 01 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	給食なし 午前中授業
《授業》		
午前 8 時 29 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	授業あり 速やかに登校させる
午前 8 時 30 分	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	授業あり 速やかに登校させる
午前 8 時 31 分以降	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』の解除	授業なし 臨時休校
《その他》		
時間にかかわらず	『暴風警報』・『高齢者等避難』・『レベル 4 以上の気象警報』は解除されているが、中学校区の全域又は一部に、 <u>避難指示</u> が発令中の場合	中学校区ごとに、臨時休校を含めて判断 (市教委との協議)
—	震度 4 以下の地震が発災	原則として通常授業 (被災状況により、臨時休校)
—	震度 5 弱以上の地震が発災	臨時休校 (安全が確保され次第、登校、通常授業)